

2013年夏号

事務所HPアドレス  
<http://www.tokatsu-law.com/>

事務所だより  
**カツとび**

発行  
東葛総合法律事務所  
編集責任者 萩原得誉  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313(代)  
FAX 047-367-1319

# 残暑お見舞い申し上げます



2013年7月 天神平付近にて（友の会旅行）

## ごあいさつ

梅雨明け直後の猛暑、そしてその後の各地での大雨と、安定しない天気の夏です。

一方、この夏の参院選挙の結果、自民党は安定政権の様相です。この勢いに乗じ、改憲にも積極的な姿勢を見せていますが、麻生副総理が改憲手法について「ナチスの手口を学んだらどうか」という趣旨の発言をするなど、政権与党からは立憲主義を蔑ろにするような浮ついた空気を感じます。ともすれば「景気対策優先」の「憲法改正草案」は、基本的人権を制約し、平和主義を手放す内容であるということを忘れてはならないと思います。

### 東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 斎藤雅子

弁護士 宗みなえ

弁護士 長浜有平

弁護士 藤吉彬

萩原得誉

小久保雅弘

事務局員一同

事務局長

事務局員一同

シリーズ

# 自民党改憲草案を斬る

## 前文編

第1回



今日、これまでに無いほど改憲の動きが活発化し、自民党は「日本国憲法改正草案」（以下、「改憲草案」といいます）という具体的な改憲案を発表しています。しかし、この改憲案というものがどれだけ危険な内容であるかはあまり知られていません。そこで、これから、その改憲草案の内容について、何度かにわたってみなさんと一緒に考えて行きたいと思います。第1回の今回は、改憲草案の前文についてみていきます。

### 「前文」って何? 憲法全体の basic 理念を示すもの

前文には、憲法全体を通じた原理原則、憲法全體の考え方（基本理念）が示されており、非常に

重要な意義を持つものと いうことができます。  
現在の憲法の前文には、日本国憲法の三大原則と呼ばれる 国民主権、平和主義、基本的人権の尊重が高らかに宣言されています。

ところが、改憲草案で

後退させ、天皇を元首とする国家主義を目指すこと、そして、個人の権利を制限し義務を拡大していくこと、こういったところでもない考え方が前文にもはつきり現れているのです。具体的にみてい

ます。  
は、憲法が権力の暴走を制限し、国民の人権を保障するためのものであるという考え（立憲主義）が否定され、平和主義を放棄して戦争をする国に向かうこと、国民主権を

と、「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し」と、先の大戦に触れた部分があります。しかし、この言葉はあくまでも被害者としての立場を明らかにするのみで、近隣諸国や国民に甚大な被害を

おこなうことは大違います。

「大災害」と戦争を同列に並べ、大戦による被害を「荒廃」と言う前文に

は、改憲草案作成者の認識が表れています。

反省することから出発して

いるのとは大違います。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思

えてしまう文言であつて

も、その背後には、国民

を縛り、国家権力を優先

させようという思想が色

濃く打ち出されています。

国家権力を縛り、国民の

自由・権利を保障してい

る現行憲法とは180度

異なる思想であると言つ

ても過言ではありません。

私たちは、改めて、現行

憲法前文に格調高く諷わ

れている憲法の理念を確

認し、現行憲法のすばらしさを伝えていきたいと

考えてています。

このように一見する

と、もつともらしいと思</p

身近な法律講座

## 相続手続きの流れ

弁護士 齋藤雅子

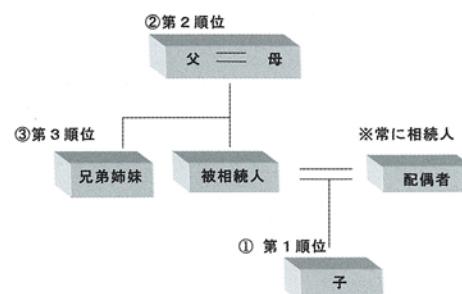


続を受ける人を相続人と言います。

人生の中で避けて通ることのできないのが、家族との別れ（死別）ですが、この悲しい時に直面してしまうのが相続の問題です。

(籍の入っていない内縁の者には相続権は認められません)。それ以外の相続人は、次の順番で決まります(前順位がいなければ次順位に)。(1)子  
②父母、③兄弟姉妹。相続が発生した場合には、まずは被相続人の生まれ

では、誰が「相続人」となるのでしょうか。被相続人の戸籍上の配偶者は常に相続人となります



伯叔父一覧表	配偶者	子	父母	兄弟姉妹
①第1順位の場合（子がいる場合）	1/2	1/2	0	0
②第2順位の場合（子がない場合）	2/3	—	1/3	0
③第3順位の場合（子も父母もいない場合）	3/4	—	—	1/4

さあ、始まりました新企画！知つておくとためになる法律をクイズ形式で学んでしまおうという企画です。

問題 「Aさんは  
1か月後には返す  
という約束でもつて  
有名企業で働くBさ  
んに100万円を貸  
しました。Aさんは  
Bさんに頼んで、B



さんの実印を押した  
借用書も作りました  
しかし、1か月が過ぎ  
てもBさんから返済はなされていません  
ん。Aさんは、この借用書をもとに、Bさん  
の給与を差し押さえることを考えました。  
さて、可能でしょうか?」

場合、犯罪になってしまいます。この場合、最終的には裁判所の力を借りて強制執行の手続を行うこととなります。

まず、国家権力が強制的に個人の財産に介入するわけですから、実現しようとする「権利」の存在が確実なものである必要があります。では、権利が存在するか否かはどのように判断するのでしょうか? 「権利」は目に見えないので、民事執行法は、「債務名義」が

なければ、強制執行はできないということにしました。この「債務名義」とは、権利の存在を明らかにした資料のことをいい、代表的なものは、確定した裁判の判決です。裁判所が権利の存在を判断したものだから当然といえば当然ですよね。

このように、強制執行を行うためには、その前提として、権利の存在が客観的に明かとなつていて、その資料が必要とされており、その資料の種類につ

用書は、いくら実印が押してあつたとしても、法律上「債務名義」とはされておらず、すぐには強制執行をすることができない。では、Aさんはどうすれば良かつたのでしょうか。一つの方法としては、公証役場で、返済期限を過ぎたら強制執行をされても文句を言いませんと、いう内容の公正証書を作成します。個人間で作成した借用書は、予め法律で定められています。残念ながら、個人間で作成した借用書は、いくら実印が押してあつたとしても、法律上「債務名義」とはされておらず、すぐには強制執行をすることができません。

成しておこうということが有効であつたといえます。公正証書は、法律上「債務名義」とされており、裁判を起こして判決をもらわなくとも、強制執行が可能となります。

なぜ個人間で作成した借用書はダメで、公正証書ならオッケーなのでしょうか。このあたりに法律の考え方が垣間見えきますので、是非皆さうも考えてみてくださいね！

てから亡くなるまでの戸籍を取り寄せ、誰が相続人となるのかを確認する必要があります。

相続人となる人は、その相続を受けるのか（承認）、辞退するのか（放棄）を選択することがで

ればなりません。遺産として何があるのか、どのくらいの価値があるのかを調査した上で、その遺

② 2分の1ずつ、③ 配偶者と親（祖父母）  
者3分の2、親（祖父母）  
3分の1、③ 配偶者と兄

は、早めに当事務所まで  
ご相談ください。

場合には、家庭裁判所で手続きをとりますが、原則として相続が発生したことを知つてから3ヶ月以内に行わなければならず、また、手続きをとる前に相続人として行動してしまうと放棄ができるなくなってしまうので、注意が必要です。

被相続人が財産（「遺産」）を遺している場合には、相続を受ける相続人間で遺産を誰が引き継ぐのかについて話し合い（「遺産

産をどう分けるのが協議します。この遺産分割協議には、このような分割をしなければならない方をいう決まりはありません。相続人全員が合意するならば、どのような分割方をしても有効です。

逆に、相続人の中に一人でも合意しない人がいた場合は、遺産分割は成立しません。そのような場合のため、民法は、各相続人の相続分〔法定相続分〕を定めています。相続人の組み合わせ

兄弟姉妹4分の1が法定相続分となります。

この法定相続分に基づいて話し合いをしても協議がまとまらない場合は調停、審判等の家庭裁判所の手続きが必要となります。このような相続でのトラブルを防ぐには、被相続人が生前に遺言書を用意しておくこと、も有効な対策です。

相続問題は、事案によつて様々な事情が複雑に絡み合うものです。疑

## 憲法講演会のご案内

### 考えてみよう、憲法のこと

講演会「一度は聞いてみたい 憲法のはなし」

日時 2013.10.27 日 15:30 ~ (開場 15:00)

参加費(資料代) 500円 ※高校生以下は無料

私たちの暮らしや将来に深く関わる日本国憲法について、考えたことはありますか?

「基本的人権の尊重」「國民主權」「平和主義」…三大原則は知っているけれど、意外と知らない憲法の理念や基本原理。当たり前に思っていることが、実は憲法のおかげで守られていることがあります。

そんな大切な憲法について「憲法の伝道師」こと伊藤真さんにあたっていただきます。

みんなで考えてみよう、憲法のこと。



#### 講師紹介



いとう まさみ  
伊藤 真さん (伊藤塾塾長・弁護士・日弁連憲法委員会副委員長)  
1958年生まれ。伊藤塾 (法律資格の受験指導校) を主宰。  
1981年司法試験合格。その後、眞の法律家の育成を目指し、司法試験等の受験指導にあたる。「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。多くの弁護士、著名人とともに、「一人一票実現国民會議」の発起人となり、日本に眞の立憲民主主義を実現すべく弁護士として奮闘中。

#### 会場

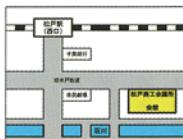
松戸商工会議所会館 5階

大会議室

(定員150名)  
※定員になり次第入場をお断り致しますので、予めご了承ください。

松戸市松戸 1879-1

(JR常磐線・新京成「松戸駅」西口徒歩8分)



- 主催 「考えてみよう、憲法のこと」実行委員会
- 後援 松戸市 松戸市教育委員会
- お問合せ・お申込み 東葛総合法律事務所

TEL 047-367-1313 FAX 047-367-1319



7月6日~7日、事務所友の会では、谷川岳、天神平方面に旅行に行つてきました(写真)。総勢46名。車中のミニ二ため

### 編集後記

記録的な暑さで、みなさんは体調を崩されていないでしょうか?

参院選の少し前あたりから、コンビニでも憲法の本が並ぶようになりました。憲法を身近に感じられるということは良いことだと思いますが、も

うなることを学びました。同支部ではこれを機に、活動の活性化をはかり、えん罪事件の支援、憲法改悪や悪法を許さない活動の強化をすすめようとしています。

また、10月5日(土)に「アミュゼ柏」で上映する映画「約束」(名張

リ)による、「知的障害者支援のあり方を考える」ところみ学園、ココ・ファーム・ワイナリー(足利市)の勾配38度の山の急斜面3ヘクタールに広がる葡萄

になる講座では、藤吉弁護士による、「知的障害者支援のあり方を考える」ところみ学園の試みから」に耳を傾けました。1日目に立ち寄った、こ

のりに恵まれ、2000ドルの山々をぐるっと見渡すことが出来ました。

友の会では、10月に憲法講演会(実行委員会方式)、12月に忘年会を行います。

(と)

う一歩進んで、憲法の理念や、存在意義まで自分なりに考えることが重要だと思います。そうであれば、本質を見誤ってしまう危険があるのではないか。今回の選挙結果を見て、より一層そのような危惧を抱いた編集長

### 新人弁護士雑感

## 何事にも明るく元気に

弁護士 藤吉彬



前号の自己紹介に続き、今回は弁護士になつたばかりの新人が今、何を感じ、何を考えているのかをお話しさせていただこうと思います。

私が仕事をして感じるのは、自身の経験不足と年齢的なハンディキヤップです。これまで社会経験がなかつた私は、当初、電話対応一つとつてみて手探りの状態でした。それに加え、私は、若年であることから、相談者や依頼者の方に「この人で大丈夫なのか」と思わ

れてしまふことがあります。私は、私自身が相談者や依頼者の方々と信頼を築いていくためには、とにかく誠実に取り組んでいる姿をみていただくしかないと思つています。

「若いけどしっかりやつてくれる」そう思つてもらえるような仕事を、一つ一つ積み重ねていくことが大切だと思うのです。ですから、私は、新人こそ、仕事に対する姿勢がより強く問われるのだと考へています。

私は、この瞬发力をもつてゐる新規人であればこそだと思いります。私は、この瞬发力を武器にして、何事にもめげずに明るく元気に挑んでいく、そんな弁護士でありたいと思つています。

国民救援会は、言論・表現の自由を守るための運動やえん罪事件の支援などを行つてゐる人権団体です。

松戸鎌ヶ谷支部では4月16日の衆院予算委員会で安倍首相が「早期に国会に提出したい」と表

告書の内容は、秘密を明した「秘密保全法」の案のベースになると明らかに有識者会議による報道を行いました。法

学習会を行いました。法の生涯)の実行委員会に入り、準備と普及に努めています。